

(株) Harvest 施設利用規程

令和4年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、(株) Harvest が管理する施設（以下「施設」という。）を利用する場合に必要な事項を定める。

(利用の範囲)

第2条 施設の貸与は、(株) Harvest の運営上支障がない限りにおいて、教育、研究の諸活動、その他社会教育・社会活動の目的のために施設の利用を認めることができる。

(利用者の資格)

第3条 施設を利用することができるものは、次の各号に該当する場合とする。

- (1) (株) Harvest の代表取締役が事業企画書などを提出し、受理されたもの。
- (2) (株) Harvest に勤務している職員が何かしらの活動（研修や運動教室、レクやボランティア）などを行うことを目的として利用するとき。
- (3) 学術団体等、又は個人が主催する教育・学術に関する会合や研修、講演会等にて利用するとき。
- (4) その他、代表取締役が特に認めるとき。

(利用の申し込み)

第4条 施設を利用する場合は、施設の勤務職員は事業企画書、それ以外の方は施設利用許可申請書、又は Google フォームへの入力を原則利用日の1ヵ月前の9時から利用日の3日前の17時まで代表取締役に申請し、許可を得なければならない。

但し、申請書の受付開始日又は受付終了日が土日祝日及び臨時休校日の場合は、受付開始日は翌運営日の9時から、又は受付終了日は翌運営日の17時までとする。

(利用許可)

第5条 前条により施設利用の申し込みがあった場合は、次の事項を確認の上、代表取締役がその許可を決定するものとする。(1) (株) Harvest の通所介護事業や自費リハビリ事業に支障がない、害する恐れがないこと。(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失する恐れがないこと。(3) 特定の宗教若しくは政党を支持し、又はこれに反対することを目的としていないこと。

2 代表取締役は、施設利用を許可した者に施設利用許可証を交付するものとする。

3 第1項にかかわらず、代表取締役が不相当と認めるときは許可しない。

(利用権利の譲渡等の禁止)

第6条 施設利用の許可を得て当施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、利用の目的を許可なく変更し、又は利用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取り消し等)

第7条 次の各号のいずれかに該当するとき、もしくはおそれのあるときは、(株) Harvest は利用者に対して利用の取り消し、中止、変更又は制限（以下「取り消し等」という。）をすることができる。

- (1) 利用目的に反したとき。
 - (2) (株) Harvest の指示に従わないとき。
 - (3) 公益を害する恐れが生じたとき。
 - (4) 代表取締役の管理上又は運営上不適当と認めたとき。
 - (5) その他、やむを得ない事情により、(株) Harvest がこれを利用する必要性が生じたとき。
- 2 前項の許可を取り消し等により生じる損失については、(株) Harvest はその責任を負わないものとする。

（利用者の準備、変更等）

第8条 利用者は、(株) Harvest の指示があるまでは、その利用のための準備をしてはならない。

2 利用者が利用許可を受けた後に利用日時の変更又は取り消しをする場合は、利用開始日の2日前まで（土日祝日のときはその前日まで）にその旨を代表取締役に申し出なければならない。

（利用期間及び時間）

第9条 施設の利用期間は、原則として、年末年始休業、又は施設・設備点検日等は利用できないものとする。

2 施設の利用時間は、原則として、平日の18時から21時まで、土日祝日の8時から21時までとする。但し、利用時間は、入室から退出（準備、後片付けを含む）までとする。

（利用料金・納入及び減免）

第10条 施設・設備の利用料金は、別表1のとおりとする。但し、代表取締役が必要と認めたときは、利用料金を減額、又は免除することができる。

2 施設・設備の利用料金等は、利用後、(株) Harvest から送付する請求書により、指定する納入期日までに(株) Harvest の指定する銀行口座に振り込む、または後日現金払いとする。

3 施設の利用料金の免除基準は、当施設に勤務している職員とする。

（利用における収益）

第11条 施設・設備の利用にあたり、参加費などの費用にて収益があった際は、(株) Harvest、代表取締役に詳細を伝えるものとする。

その収益を、利用者全てに還元するか否かは、代表取締役が決定することが出来る。

2 当施設の職員の場合は、特別手当として、支給する。

(利用者の遵守事項)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) (株) Harvest から交付された施設利用許可書は、常に責任者が携帯し、(株) Harvest 関係者の請求に応じ、その都度、提示しなければならない。
- (2) 利用許可を受けた施設・設備以外は利用しないこと。
- (3) 施設に物品を搬入しようとするときは、あらかじめ(株) Harvest の許可を受けること。
- (4) 許可なくポスターの貼付、ビラの配布、横断幕・懸垂幕の掲揚等を行わないこと。又は、物品販売等の営業活動を行わないこと。
- (5) 許可を受けた施設内で火気を用いてはならない。
- (6) 許可なく電気機器類等を搬入しての利用はしないこと。
- (7) 許可なく設備、備品等を移動しないこと。
- (8) 敷地内は全面禁煙であること。
- (9) 準備及び後片付け等は、利用を許可された時間内に、利用者が行うこと。
- (10) 利用後は、利用者が整備及び清掃を行うこと。
- (11) 利用の際に出た廃棄物、ゴミ類は利用者側において持ち帰ること。
- (12) 施設、設備等を破損又は滅失したときは、速やかに(株) Harvest に届け出ること。
- (13) 利用者が作成する案内に、(株) Harvest の許可なく施設の住所、電話番号等を掲載しないこと。
- (14) 施設の収容人数を超えて入場させないこと。
- (15) 利用者は、参加者等の誘導のため、施設正面入口、駐車場その他の必要の場所に適切な数の誘導員などを配置すること。
- (16) 施設内で発生した交通事故について、(株) Harvest では責任を負わないこと。
- (17) その他(株) Harvest 関係者の指示に従うこと。

2 利用者が第1項を遵守しないとき、次回申請及び利用を許可しないものとする。

(利用者の原状回復義務)

第13条 利用者が、利用後に現状を回復する義務を履行しないときは、(株) Harvest が利用者に代わり原状回復する。この場合において利用者はその経費を負担しなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する金額を損害賠償として(株) Harvest に支払わなければならない。但し、利用者が施設又は設備を原形に回復した場合は、この限りでない。

2 利用者は、その利用の参加者の故意又は過失により(株) Harvest に損害を与えたときは、その賠償の責めを負う。

3 利用者は、本規程に定める義務を履行しないことにより(株) Harvest に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、役員などの意見を聴いて、代表取締役が定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、役員などの意見を聴いて、代表取締役が行う。

附則1 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

令和 年 月 日

(利用者) 私は、この内容の説明を受け、同意します。

利用者住所

氏名

㊟

(事業者) 私は、利用者の施設使用を受諾します。

事業者住所 栃木県那須塩原市上厚崎474-1

事業者 株式会社 Harvest

氏名 代表取締役 貴田 農士 ㊟